

2025年8月6日

「譲渡制限付株式インセンティブ制度」の導入について

当社従業員持株会を通じて割り当て

静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 松本尚武、以下「当社」）は8月6日、従業員持株会を活用した新たなインセンティブ制度として「譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」）」の導入を決定いたしました。

本制度は、当社グループの従業員^{※1}のうち、従業員持株会に加入している従業員（以下「対象従業員」）を対象に、退職までの譲渡制限が付された株式を毎年交付する仕組みです。株式は当社が保有する自己株式を活用し、2025年度は最大2,018名の対象従業員に対し、1人あたり20株を交付予定です。

現在、従業員持株会では、従業員の拠出額に対して10%の奨励金を付与しています。これに加え、本制度を導入することで「静岡ガスグループ2030年ビジョン^{※2}」の実現に向けて、従業員一人ひとりが経営への参画意識や株価向上への関心を高めることを促し、グループ全体の一体感や帰属意識の醸成を図ります。さらに、従業員の中長期的な資産形成を支援することで、従業員が強いエンゲージメントを持ち、企業価値の向上に主体的に貢献する好循環の形成を期待しています。

当社グループは、今後も、従業員の働きがい向上と企業価値の最大化に向けた取り組みを継続してまいります。

※1 正社員、嘱託者、アソシエイト社員、契約社員、パートタイマー

※2 静岡ガスグループ2030年ビジョン

(URL: <https://www.shizuokagas.co.jp/about/2030vision/index.html>)

以上